

せいねんこうけん 下呂市成年後見支援センターだより

発行:下呂市成年後見支援センター

令和6年7月発行

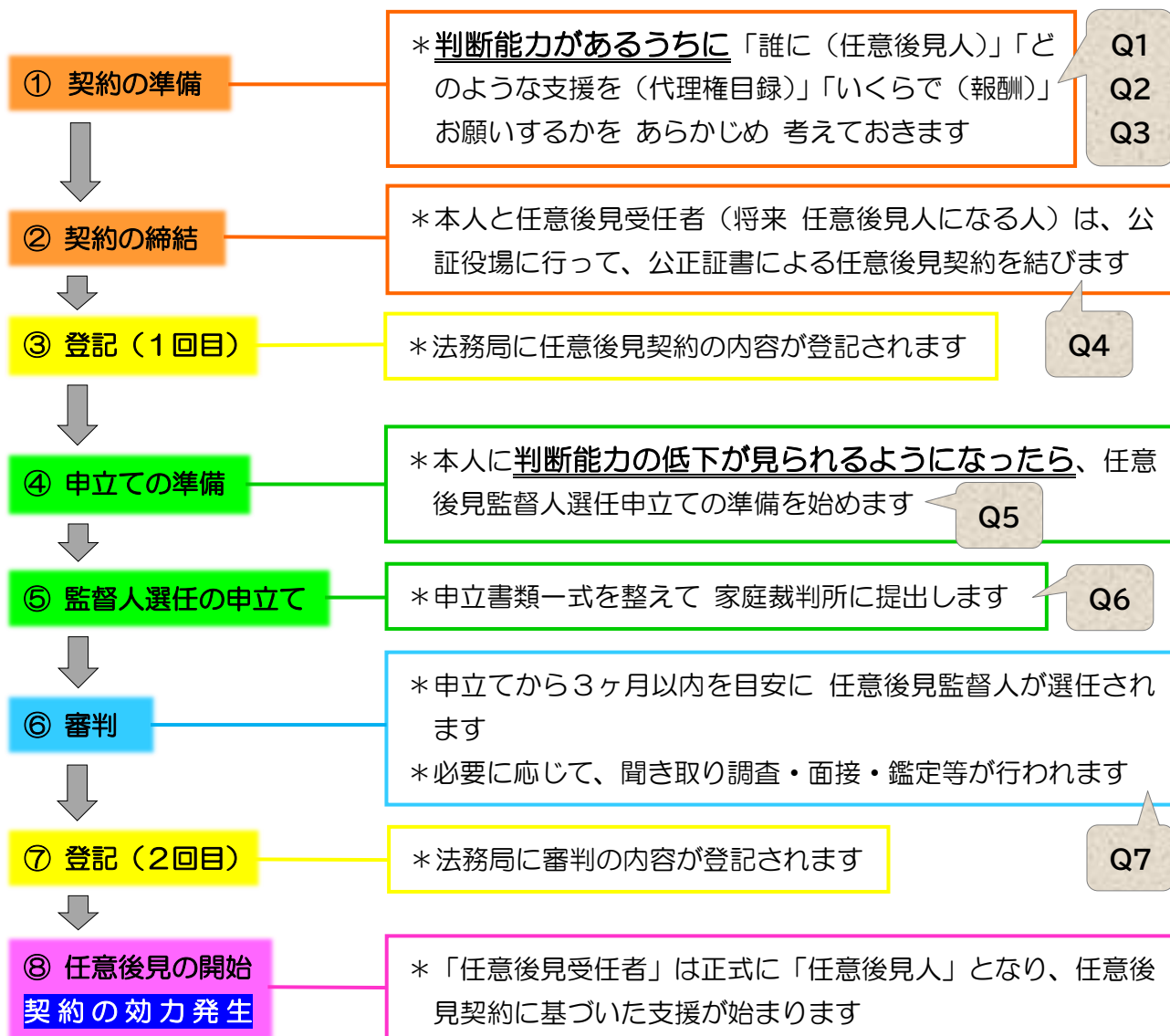
【 第4号 】

(次回発行 : 令和6年11月 『 任意後見制度 費用 編 』 を予定しています)



下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい！任意後見制度 利用の手順 編



Q1：任意後見人になれる人は？

A1：成人であれば、誰でも任意後見人になることができます。

親族をはじめ、知人や専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、法人（社会福祉法人、NPO法人など）を任意後見人にすることもできます。

Q2：どんなことを任意後見人をお願いできるの？

A2：判断能力が低下したら自分の代わりにやってほしいことを『代理権目録』にまとめます。

＊財産管理 ⇒ 預貯金の管理、年金や給料の受け取り、公共料金や税金の支払い など

＊身上保護 ⇒ 福祉サービスの利用契約、病院の入退院手続き、施設の入退所手続き など

Q3：任意後見人に支払う報酬の金額は？

A3：本人と任意後見人がふたりで相談して決めます。



Q4：公証役場まで行けない場合は？

A4：本人のいるところまで公証人に出張してもらうことができます（自宅、施設、病院 など）。

Q5：任意後見監督人選任の申立てができる人は？

A5：本人、配偶者、親族（四親等以内）、任意後見受任者 などです。



Q6：任意後見監督人選任の申立てはどこにするの？

A6：本人の住所地（実際に住んでいる場所）を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

＊下呂市の管轄は 岐阜家庭裁判所 です。

（金山地域は 岐阜家庭裁判所本庁、その他の地域は 岐阜家庭裁判所高山支部 になります）。

Q7：任意後見監督人にはどんな人が選ばれるの？

A7：家庭裁判所が最もふさわしいと判断した人を職権で選びます。

おもに 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家 が選任されます。



下呂市成年後見支援センター ご利用案内



【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-52-3936 【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く）

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています